

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火を使用する 設備等	設備の位置	適 ----- 否	
		設備の管理	適 ----- 否	
		条例第26条 の適用	適 ----- 否	
	火を使用する 器具等	器具の取扱い	適 ----- 否	
		条例第32条 の適用	適 ----- 否	
	火の使用に 関する制限等	喫煙等の制限	適 ----- 否	
		がん具用 煙火の制限	適 ----- 否	

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い	貯蔵又は 取扱い数量	適 ----- 否		
		火気の使用制限	適 ----- 否	
	漏れ・あふれ又は 飛散の防止	適 ----- 否		
		容器	適 ----- 否	
	少量危険物	計器類に 関する監視	適 ----- 否	
		タンク本体	適 ----- 否	
		配管	適 ----- 否	
		条例第61条 の適用	適 ----- 否	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 判定の欄は、適正な場合は「適」の にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点検項目		点検結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容	
指定可燃物等の貯蔵及び取扱い	可燃性液体類等	火気の使用制限	適 ----- 否	
		漏れ・あふれ又は飛散の防止	適 ----- 否	
		容器	適 ----- 否	
		計器類に関する監視	適 ----- 否	
		タンク本体	適 ----- 否	
		配管	適 ----- 否	
	綿花類等	火気の使用制限	適 ----- 否	
		集積単位	適 ----- 否	
		計器類に関する監視 (廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取扱う場合)	適 ----- 否	
	条例第61条の適用		適 ----- 否	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点 検 項 目		法 第 1 7 条 の 2 の 5 第 1 項 の 適 用	法 第 1 7 条 の 3 第 1 項 の 適 用	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
				判 定	不 備 内 容	
消 防 用 設 備 等	消 火 器	-	-	適 ----- 否		
	大 型 消 火 器	-	-	適 ----- 否		
	屋 内 消 火 栓 設 備	有	有	適		
		無	無	否		
	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	有	有	適		
		無	無	否		
	水 噴 霧 消 火 設 備 等	有	有	適		
		無	無	否		
	自 動 火 災 報 知 設 備	有	有	適		
		無	無	否		
	漏 電 火 災 警 報 器	-	-	適 ----- 否		
避 難 器 具	-	-	適 ----- 否			
誘 導 灯	-	-	適 ----- 否			
連 結 送 水 管	有	有	適			
	無	無	否			
そ の 他	有	有	適			
	無	無	否			

点 検 項 目		適 用 さ れ る 消 防 用 設 備 等	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
設 備 等	消 防 用	条 例 第 7 2 条 の 適 用	適 ----- 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法第17条の2の5第1項の適用の欄及び法第17条の3第1項の適用の欄は、規定が適用される場合は「有」の にレ点を記入し、適用されない場合は「無」の にレ点を記入すること。
- 3 判定の欄は、適正な場合は「適」の にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 4 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 5 設置義務のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。
- 6 水噴霧消火設備等とは、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備をいう。